

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人佛教教育学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 次の各号に定める役員に対し、年額報酬（役員役職手当）を支給するものとする。

- (1) 理事長：6,000,000円（12分の1相当額を毎月支給）
- (2) 学園長：3,000,000円（12分の1相当額を毎月支給）
- (3) 法人事務局長：3,000,000円（12分の1相当額を毎月支給）
- (4) 監事：500,000円（6・9・12・3月に分割支給）

2 非常勤理事の手当は次のとおりとする。

- (1) 会議出席日当：1日 20,000円
- (2) 上記の他、法人業務のための勤務：1日 20,000円

3 常務理事の報酬について、法人本部職員及び設置校職員で既に給与支給を受けているものには支給しない。

(費用)

第4条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 本規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、本規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

第1条 本規程は、令和2年4月1日から施行する。